

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第30号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（困難折衝等業務手当）</p> <p>第3条 困難折衝等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 職員が次に掲げる規定その他の福祉に関する法令の規定に基づき、要保護者又は援護、育成若しくは更生その他の措置を要する者を訪問し、接見して行う心身に著しい負担を与える指導、相談又は調査その他これらに準ずると人事委員会が認める業務（次号及び第5号に掲げる業務を除く。）に従事したとき。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>（3） 略</p> <p>（4） <u>職員が次に掲げる法令の規定に基づき、勤務公署以外の場所において、その所持する公用の携帯電話端末その他の使用場所を特定しない通信機器を用いて正規の勤務時間以外の時間に行う心身に著しい負担を与える相談又は通報への対応その他これらに準ずると人事委員会が認める業務に従事したとき。</u></p> <p><u>ア 児童福祉法第11条第1項第2号ロ</u></p> <p><u>イ 売春防止法第34条第2項第1号</u></p> <p><u>ウ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条第3項第1号</u></p> <p>（5） 略</p> <p>（6） 略</p>	<p>（困難折衝等業務手当）</p> <p>第3条 困難折衝等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 職員が次に掲げる規定その他の福祉に関する法令の規定に基づき、要保護者又は援護、育成若しくは更生その他の措置を要する者を訪問し、接見して行う心身に著しい負担を与える指導、相談又は調査その他これらに準ずると人事委員会が認める業務（次号及び第4号に掲げる業務を除く。）に従事したとき。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>（3） 略</p> <p>（4） 略</p> <p>（5） 略</p>

<p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号から第3号まで、第5号及び第6号の業務 職員が業務に従事した日1日につき600円（当該業務が積極的な加害意思を持った相手方に対し行われ、職員の身体又は生命に重大な危険を及ぼすと人事委員会が認める場合にあっては、1,200円）</p> <p>(2) 前項第4号の業務 職員が業務に従事した月1月につき11,000円</p> <p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第24条 災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業又は業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 職員が航空機に搭乗して行う次に掲げる業務ア～ウ 略</p> <p>エ アからウまでの業務に相当すると人事委員会が認める業務</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業又は業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前項第3号エの業務 職員が業務に従事した時間1時間につき1,200円の範囲内において、それぞれの業務に応じて人事委員会の定める額</p> <p>3 略</p>	<p>2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき600円（当該業務が積極的な加害意思を持った相手方に対し行われ、職員の身体又は生命に重大な危険を及ぼすと人事委員会が認める場合にあっては、1,200円）とする。</p> <p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第24条 災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 職員が航空機に搭乗して行う次に掲げる業務ア～ウ 略</p> <p>エ アからウまでの業務に相当すると人事委員会が認める業務</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業又は業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>3 略</p>
---	--

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第24条の改正規定は、公布の日から施行する。